

報告事項 2

山内ふ頭周辺地区における
都市再生特別地区の解除について

都市再生緊急整備地域

内閣

都市の再生の拠点として
緊急かつ重点的に
市街地の整備を推進すべき地域



政令に定める

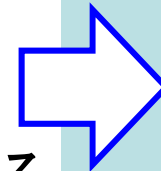
【都市再生特別措置法第2条】

このうち

都市再生特別地区

横浜市

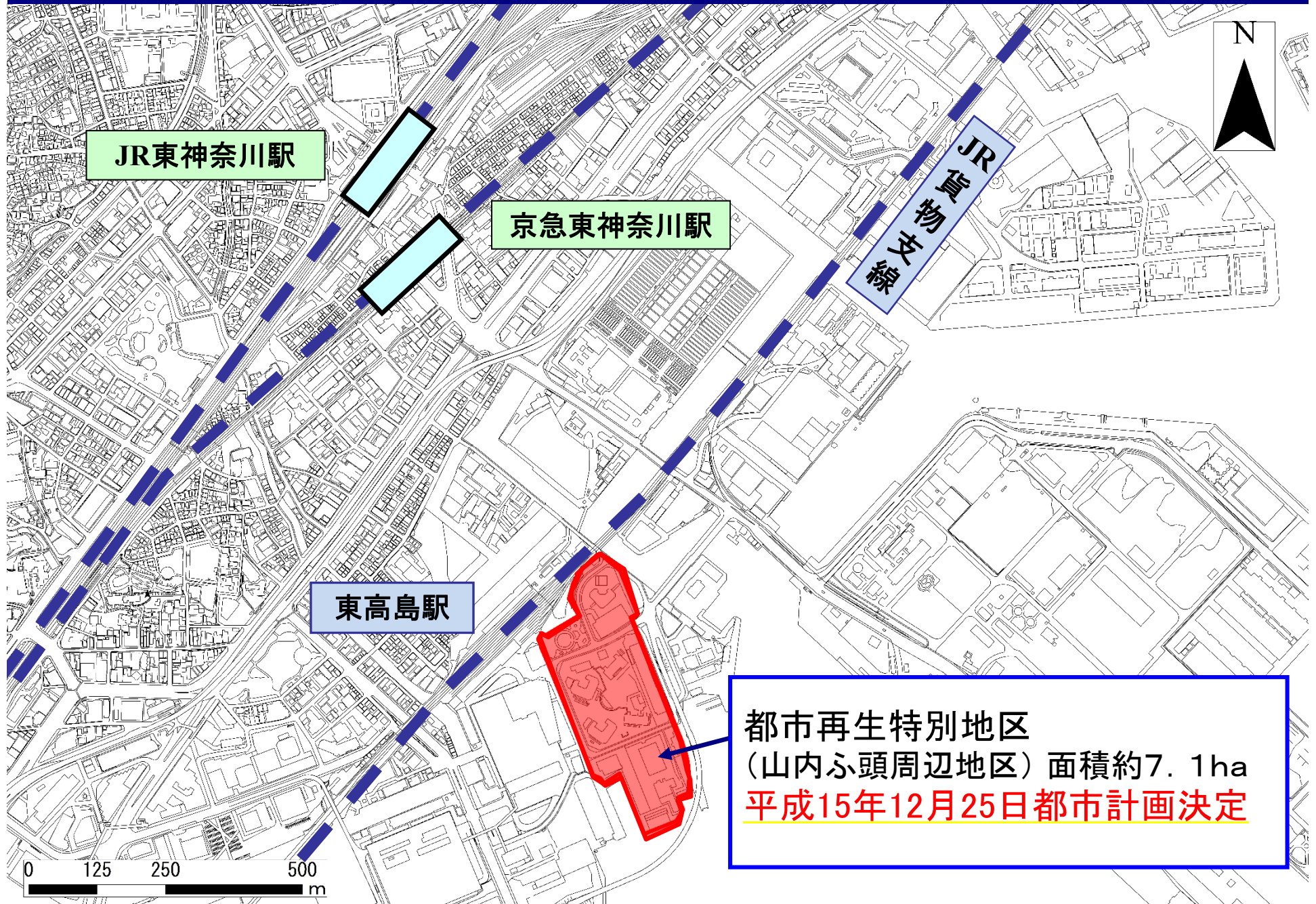
都市の再生に貢献し
用途、容積、高さなどを誘導する
必要が認められる区域



都市計画に定める

【都市再生特別措置法第36条第1項】

位置図



■現在の航空写真



■現在の土地利用



都市再生緊急整備地域

内閣

【令和2年9月16日】

都市開発事業・公共施設整備事業が概ね完了し、
整備の目標は概ね達成された。

解除

併せて

都市再生特別地区

解除

都市計画法17条（都市計画の案の縦覧等）、
19条（市町村の都市計画の決定）、
20条（都市計画の告示等）

都市計画法上の都市計画手続きは不要



報告

都市計画図上から削除

建築基準法の適用

都市再生特別地区の指定による
建築基準法60条の2の以下の適用については、
みなし規定により今後も適用



- ①誘導すべき用途
- ②容積率の最高限度・最低限度
- ③建蔽率の最高限度
- ④建築面積の最低限度
- ⑤高さの最高限度
- ⑥壁面の位置の制限

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令(抜粋)
附 則 (令和2年9月16日政令第283号)
(経過措置)

2 この政令による改正前の第1条に規定する横浜山内ふ頭地域の都市計画において都市再生特別措置法第36条第1項の規定により都市再生特別地区として定められていた区域及び同条第2項の規定により当該都市再生特別地区について定められていた事項は、建築基準法第60条の2第1項から第5項までの規定の適用については、それぞれ都市計画において都市再生特別地区として定められている区域及び当該都市再生特別地区について定められている事項とみなす。